

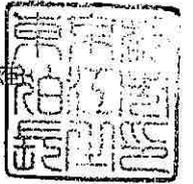


狛都整発第 000027 号
令和 4 年 4 月 27 日



狛江市監査委員
東海林 和彦 様
石川 和宏 様

狛江市長
松原 俊雄



令和 3 年度工事監査の結果に基づく措置について（報告）

令和 4 年 3 月 25 日付け狛監委発第 000094 号により工事監査の結果について措置を求められていた事項について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり報告します。

別 紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（整備課）

指摘（要望）事項等

2. 技術調査における所見

多様性が求められる中、その地域の特性を生かし核となる空間として、市民の多くが求める具体的イメージを設計することは大変難しいことであるが、工事担当者は、このような使命を受けていることを念頭に地域が求めているイメージをさらに進化させ、有効的、効率的及び経済的な核となる空間工事を進めていくことを願っている。

<講じた措置の内容>

工事担当者は、地域の求めるイメージをさらに進化させ、有効的、効率的及び経済的な核となる空間工事の実現のために、その地域の特性を把握し、工事に関する最新の情報を入手し、様々な視点から検討ができるように研修等にて自己研鑽に励んでまいります。

3. 書類調査における所見

(1) 工事着手前における指摘及び留意事項等

2) 設計について

③ 当該工事の特記仕様書について調査した。特記仕様書は、工事全体を包括的に述べているのでおおむね良好である。しかし、以下の表現について今後留意していただきたい。

ア 特記仕様書「22 工事中の安全対策（3）」において、歩行者通路を設置する場合の対応策を述べているが、「勾配が急な場合は必要に応じて階段等を設け」という表現になっている。「階段」は「スロープ」にするのが適切な表現であるので留意していただきたい。

<講じた措置の内容>

特記仕様書「22 工事中の安全対策（3）」に記載の「階段等」は「スロープ等」に表現を改めました。

(2) 工事着手後における指摘及び留意事項等

1) 施工及び施工管理について

施工管理の基準となる「施工計画書」の作成に当たり、責任技術者がどのように設計者の意図を的確に理解し反映させようとしているかについて、発注者は、「施工計画書」の内容について時間をかけてチェックし設計の意図に合致させ、目的とする設計を完成させるようにしていただきたい。

<講じた措置の内容>

工事担当者は、施工計画書の確認について、「責任技術者が設計者の意図を的確に理解し、施工計画書の内容に反映されているか」という点に留意し時間をかけて確認するとともに、受注者との初回打合せの際に、設計の意図を共有いたします。

(2) 工事着手後における指摘及び留意事項等

1) 施工及び施工管理について

② 施工計画書の内容について調査した。以下に調査した事項及び留意していただきたい事項を示す。

ウ 施工計画書は形骸化しないよう、例えばA;購入資材の保管方法、B;「悪天候又は震度4以上の地震」に対する対応策・巡回の手順・報告の手順等を明確化するように請負業者の指導を行っていただきたい。

<講じた措置の内容>

工事担当者は、施工計画書が形骸化する事の無いように、施工管理全般が各工事現場に合った内容になっているか確認いたします。

「購入資材の保管方法」については、材料に合った適切な保管方法を明記するように受注者へ指導いたします。

「悪天候又は震度4以上の地震」については、対応策・巡回の手順・報告の手順等を明確化し記載するように受注者へ指導いたします。また特記仕様書にも下記のとおり記載するようにいたしました。

20. 悪天候時及び地震発生時の工事現場の点検

受注者は、悪天候時又は震度4以上の地震（旧労働省労働基準局の通達に基づく安全衛生法上の悪天候、地震）が発生した場合、工事現場内及び周辺を点検し、状況を監督員に報告すること。

また、点検項目・体制・連絡系統等を施工計画書に定めること。

5. その他の所見

(1) 新型コロナウイルス感染防止対策について

工事における新型コロナウイルス感染防止については、引き続き対処方針をしっかりと定め、感染予防策を講じながら社会資本の構築を図っていただきたい。

<講じた措置の内容>

工事におけるコロナ対策については、厚生労働省、東京都福祉保健局、国土交通省、東京都建設局における対応方針を注視し、狛江市新型コロナウイルス感染症対策本部の対応方針と合わせ、対処方針を定め感染予防策を講じてまいります。